



第 60 号

高取 淳
KCCN 副理事長
京都府生協連 専務理事

大学生による消費者教育の活動

毎年、全国大学生協連では、「学生生活実態調査」をおこなっています。この調査は大学生の生活や意識、行動を明らかにし、大学での生活をより充実したものにするために1963年から行われています。2018年度も全国の国公立・私立大学（30大学）の学生を対象に実施されました。調査項目は多岐にわたりますが、例えばここ数年アルバイト就労率は上昇し、2018年度は過去最高となっています（自宅生8割、下宿生7割）。そしてその収入は、旅行・生活費・クラブ活動などに充当しているとのことでした。

また大学内での滞在時間が減る傾向にあり、多忙な学生生活を反映しているようです。読書では、読書する人の平均が60分と若干ですが増加。半面で、読書時間「0」が半数を占め、小中高時代での読書習慣がないと、そのまま大学生になっても読書0となる傾向にあるようです。

社会や政治的な関心については、選挙や平和に関わる大きな出来事がない時期は関心が薄れる傾向にあるようです。この点で言えば、昨年の国会で成立した、「民法の成年年齢引下げ（2022年4月施行）」についてもどれだけの学生が知っているのか気になるころではあります。

最近の消費者トラブルは、情報機器の発達に伴い、従来なかった様々な問題が現れてきており、高齢者だけでなく大学生など若者がトラブルに遭うことも少なくありません。そんな中、大学生協では学生が自主的に消費者問題や消費者トラブルを学習し、セミナーの開催等の啓発活動に取り組む「消費者教育タスクチーム」の活動を進めています。

消費者教育タスクチームの活動は、京都府が消費者教育推進の対象に大学生も加えたこと（京都府くらしのヤングリーダー養成研修）を契機に、「学生が社会的課題について考えるきっかけを増やす」取り組みとして始まりました。大学生協の学生委員から自主的に集まった学生と、大学生協職員で運営しており、学生が自分で考え行動できることを目指した活動としています。啓発のためのツールも学生がゲームを作成したり、自ら語ることで参加者の共感につながっています。

このような活動が進みつつある一方で、2022年の「民法の成年年齢引下げ」の施行を見据えれば、昨年7月に当団体より意見表明した、「民法の成年年齢引下げに対する声明」にもあるように、若年層の消費者被害の予防・救済のための活動が、広く行政機関や教育機関でこそ行われること、想定される問題及び手当の周知がしっかり行われることが必要であると考えます。

(2019年4月)